

○大隅肝属広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合規則第10号

肝属地区一般廃棄物処理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合規則第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、大隅肝属広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成21年大隅肝属広域事務組合条例第17号）第2条の規定により準用する鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年鹿屋市条例第40号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（準用規定）

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関しては、鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第40号）を準用する。ただし、同規則中「鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年鹿屋市条例第40号。以下「条例」という。）」とあるのは「大隅肝属広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成21年大隅肝属広域事務組合条例第17号）第2条の規定により準用する鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年鹿屋市条例第40号。以下「条例」という。）」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。